

第3次丹波市総合計画（案）に係るパブリックコメント 実施要領（案）

1 目 的

丹波市では、令和7年から10年間の市のまちづくりの指針となる第3次丹波市総合計画の策定を進めています。

第3次丹波市総合計画を市民と行政がともに作りあげる計画とするため、市民アンケート調査や市民ワークショップ、団体ヒアリングなど、多様な市民参画の機会を設け計画案を作成しました。

この度、第3次丹波市総合計画が、みんなが分かりやすく、総がかりでまちづくりに取り組むための計画となるよう広く意見を聴取するため、パブリックコメントを実施します。

2 募集期間

令和6年6月24日（月）～令和6年7月23日（火） ※必着

3 意見を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- (3) 市内に通勤、通学する人
- (4) 丹波市ふるさと住民登録者

4 閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 丹波市役所 各支所・各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザの窓口

5 意見の提出方法

意見票様式に氏名・住所・電話番号、ご意見・ご提案、結果公表の意向を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。

- (1) 持 参：丹波市 ふるさと創造部 総合政策課（本庁舎2階）
丹波市 各支所・各住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザの
窓口に設置の意見箱
- (2) 郵 送：〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地
丹波市役所 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 宛
- (3) F A X：0795-82-5448 ※電話は不可
- (4) 電子メール：sougouseisaku@city.tamba.lg.jp

6 意見の公表など

- (1) 提出されたご意見・ご提案に対する市の考え方を回答として市ホームページで公表します。
- (2) 提出されたご意見などに対し、個別の回答は行いません。
- (3) 意見募集の結果公表の際には、ご意見以外の内容（住所、氏名などの個人情報）は公表しません。（「丹波市パブリックコメント手続実施要綱」により適正に取り扱います。）

7 問合せ先

丹波市 ふるさと創造部 総合政策課 政策係 電話：0795-82-0916（直通）